令和９年度大阪府公立学校スクールカウンセラー募集案内

大阪府教育委員会

大阪府教育委員会が大阪府内（大阪市、堺市を除く。）の市町村立小中学校（義務教育学校を含む。）で活動するスクールカウンセラーを募集します。

１　応募資格

応募資格は、次の要件をすべて満たす者に限ります。

（１）　一般財団法人公認心理士試験研修センター（旧 日本心理研修センター）により公認心理師登録証を交付された者、又は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者

（２）　地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条（次頁参照）の各号に該当しない者

（３）　平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)に該当しない者

（４）　令和８年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者でない者

（５）　スクールカウンセラーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者

２　職務内容

（１）　児童生徒、保護者、教職員等からの相談及びそれに対する助言

（２）　配置校の教育相談体制に対する助言

（３）　その他小中学校課長及び配置又は派遣先の校長が認めるもの

３　採用予定者数

約 30 名（今後、変更する場合があります。）

４　応募の手続き

持参受付は行いませんので、**必ず郵送で申し込んでください。**

（1）あ て 先	〒540-8571　大阪市中央区大手前２丁目 大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 生徒指導グループ
（2）受付期間	**令和８年 11 月 20 日（金）から令和８年 12 月 20 日（日）まで** 〔令和８年 12 月 20 日（日）の当日消印有効（日本国内の郵送に限る)〕 日程に余裕をもって、手続きを行ってください。
（3）申込方法	長形３号封筒（12cm×23.5cm）の表側に**「スクールカウンセラー応募」**と朱書きし、「（４）提出書類」を同封の上、必ず「簡易書留」により郵送してください。
（4）提出書類	①　「令和９年度大阪府公立学校スクールカウンセラー応募用紙（資格証明)」 ②　（A）「公認心理師登録証の写し」又は（B）「臨床心理士資格登録証明書の写し」 ※ただし、令和８年度実施の公認心理師試験の合格者で、「公認心理師登録証」をお持ちでない場合は、「公認心理師試験の合格通知の写し」を、同年度実施の臨床心理士資格認定審査の合格者で、「臨床心理士資格登録証明書」をお持ちでない場合は、「臨床心理士資格審査結果の合格通知の写し」を添付してください。 ※上記（A)・(B）ともにお持ちの方は、両方の写しを添付してください。 ③　自己ＰＲシート ④　誓約書 ⑤　返信用封筒１通〔長形３号封筒（12cm×23.5cm）に 110 円切手を貼り、郵便番号、住所（マンション名、号室、〇〇方等詳しく記入)、名前を明記したもの〕 ※名前のあとに「様」を記入してください。

５　選考日時・場所等

（１）　日時

令和９年１月９日（土)、10 日（日）のうち１日

（集合日時等は、別途通知します。）

（２） 会場
大阪府咲洲庁舎（大阪市住之江区南港北１丁目 14－16）
（３） 選考方法
個人面接（１人 15 分程度）
（４） 選考基準（主な評価の観点）
・教育問題に関心があり、親身になって子ども、保護者の相談に積極的に応じられる。
・子ども、保護者や学校の課題に応じて柔軟に対応し、適切な援助ができる。
・幅広い識見を持ち主体的に活動を行いながら、教職員との良好なコミュニケーションを図り、学校という組織を意識した援助ができる。

6　選考結果の通知
令和９年２月５日（金）までに、受験者全員に対し結果通知書を郵送にて発送します。また、大阪府教育庁市町村教育室小中学校課ホームページにおいて、合格者の受験番号を発表します。なお、電話での合否に関する問合せにはお答えできません。
（ＵＲＬ https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/index.html）
※　インターネット検索の場合は、「大阪府　小中学校課」と入力してください。

7　任用までの手続き
（１） 選考の結果、合格者を採用候補者名簿に登載します。
※　なお、採用候補者名簿に登載された場合であっても、欠員の状況等により任用されないことがあります。この名簿の有効期間は、令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までです。
（２） 令和９年４月１日付けの任用者には、令和９年２月 26 日（金）までにその旨通知します。

8　身分等
（１） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項第１号に掲げる会計年度任用職員とする。
（２） 職名は、大阪府公立学校スクールカウンセラーとする。
※　大阪府教育委員会が配置するスクールカウンセラーとして、大阪府内（大阪市、堺市を除く。）の市町村立小中学校等での勤務となります。
※　勤務条件等については、別紙を参照してください。

9　注意事項
（１）　大阪府公立学校スクールカウンセラーとして従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、大阪府公立学校スクールカウンセラーとして従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
また、採用選考後、採用予定者から国に対して、戸籍等の提出を行う必要があります。犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合又は戸籍等の提出が行われず、法定の期限までに　犯罪事実確認書の交付が行われない場合は、大阪府公立学校スクールカウンセラーとして従事することはできません。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実当該者」の内容は、こども性暴力防止法の条文をご参照ください。
（２）　応募用紙等に虚偽の記載があった場合は、全て無効となります。また、採用候補者名簿に登載後、次の事項に該当した場合には、採用候補者名簿から削除し、配置校決定を取り消します。
・応募資格を欠いていることが判明した場合
・非違行為その他の事由により適性を欠くと認められる場合
・採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容に虚偽の内容があることが発覚した場合
・特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合
・特定性犯罪の前科に重要な経歴の詐称があった場合
（３） 提出書類等は、返却しません。
（４） 原則として、選考日時の変更には応じません。ただし、公共交通機関の遅れによる場合は、遅延証明書を提出することで変更を認める場合があります。
（５） 選考会場への問合せは厳禁とします。

参考

地方公務員法第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
3　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注　地方公務員法第16条第１号について、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ（①拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間にある者　②拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た時から、罰金以上の刑に処されることなく10年を経過するまでの間の期間にある者も含まれます。）、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。

《問合せ先》
大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 生徒指導グループ
電話番号　06-6944-3823

◎　大阪府咲洲庁舎へのアクセス

・地下鉄中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約 600 メートル
・ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ＡＴＣビル直結(約 100m)

